

災 害 復 旧 工 事 特 別 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. 本地区の工事仕様は、広島県の「土木工事共通仕様書」による外、この特別仕様書によるものとする。
2. 工事施工に当たり、設計書・図面および仕様書について疑義を生じたときは監督員に協議し指示を受けること。

第 2 条 施工体制台帳

1. 受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。なお、様式については、監理技術者・主任技術者(下請けを含む)及び専門技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 受注者は、工事現場内において、監理技術者、主任技術者(下請けを含む)に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用させるものとする。
3. 上記各様式・書式については、別途協議するものとする。

第 3 条 そ の 他

1. 河川漁業に影響を与える恐れのある工事については、工事着手前に濁水対策施設等の施工について、市および漁業組合の立会いにより同意を得ること。
2. 工事関係区域内の交通規制および安全施設等は、受注者において責任を持って対応すること。また、関係区間内における一般車両の通行車線および歩行者通路については、常に維持補修を行い円滑な通行を確保すること。(必要に応じ夜間照明等設置すること)
3. 本事業に隣接する土地および施設からの用排水等については、事前に調査し本水路との高さ関係を把握・確認の後実施すること。
4. 工事中の用排水関係については、受注者において責任を持って地元調整し、対応すること。
5. 本工事の工期は、検査期間として13日間を見込んでいる。
このため、工期の末日から起算して13日前までに工事の完成及び工事完成通知書の提出を行うこと。
6. 法定外の労災保険の付保
 - 1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - 2) 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - 3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第2章 ふとん簀工

1. 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、カタログ、各種成績書により、材料使用承認を受けるものとする。

使用する材料は監督員の指示または許可したものでなければならない。

① 詰石(割栗石)は粒径15～20cmのもので大小適度に混合したものとする。

② ふとん簀は網目13cmのもので角形じゃかご(パネルタイプ)とする。

2. ふとん簀工の施工は、土木工事共通仕様書によるものとするが、止め杭として杉丸太(末口9cm, 長さ1.5m以上)を1本以上/mで図示した位置に打設し、ふとん簀が変位することのないようにしなければならない。

3. ふとん簀を施工する前に床掘状態及び土質について監督員と協議し、確認を得ること。確認及び協議をしないまま施工した場合には手戻り工事を命じることがある。

第3章 発生土等の処分について

本工事により発生する建設発生土は、下記の処分先を見込んでいる。

- | | |
|---------|-----------------------|
| ① 処分場所 | 有限会社林商会山内町第2号建設発生土受入地 |
| ② 運搬距離 | L=7.9km |
| ③ 受入条件 | 6:00～20:00 |
| ④ 受入費用 | 平日の受入れ費用 |
| ⑤ 提出調書等 | 提出を義務付ける。 |

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

第4章 諸経費の取扱いについて

当該工事の請負額は、当該工事の入札時に同一地区内で工事施工中(以下「指定工事」という。)の施工業者が、当該工事についても請負った場合には、両工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費から指定工事に係る諸経費を控除した額をもって再計算し変更する。

第5章 週休2日制工事について

本工事は週休2日適用工事(発注者指定型)であり、「三次市週休2日適用工事等実施要領」に基づき実施すること。